

七尾市特殊機械設備等機種選定委員会要綱

第1条 七尾市において特殊な機械設備等を設置する場合、最適な機械設備等の選定をするため、七尾市特殊機械設備等機種選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

第2条 予定価格で3,000万円以上の特殊な機械設備等を設置する場合において、機種に選定の必要が生じたときは、主管する課長は選定委員会に機械設備等の機種選定を求めなければならない。ただし、3,000万円未満のものであっても、特に機種選定を選定委員会に求める必要があるときはこの限りでない。

2 公共工事の発注に関する機種選定については、七尾市工事請負業者選考委員会の意見を聞いたうえで、選定委員会を開催するものとする。

第3条 選定委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 特殊な機械設備等の機種選定

(2) その他特に重要な事項

第4条 選定委員会は、副市長、総務部長、産業文化スポーツ部長、建設部長、主管部課長及び総務部監理課長をもって構成する。

2 委員長は副市長とし、委員長代行は総務部長とする。

3 第1項の者のほか、委員長において必要と認める者を加えることができる。

第5条 委員長は、専門技術者等を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。

第7条 委員長は、選定委員会の審議結果を市長に報告するものとする。

第8条 選定委員会の庶務は、総務部監理課が処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会について必要な事項は、選定委員会に諮り委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。